

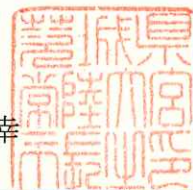
常陸大宮市告示第50号

公 示 送 達 書

次の送達書類は、地方税法第20条の2第1項の規定に基づき公示送達します。
なお、送達すべき書類は市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和8年7月13日

常陸大宮市長 鈴木 定幸



発付年月日	送達する書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者		法 人 代表者
		住所（居）・所在地	法人名又は氏名	
令和8年 7月1日	差押調書謄本	茨城県常陸大宮市東野319番地の2	横山 和宏	

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、この公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。